一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　東京鐵鋼株式会社
ロ　住所　栃木県小山市横倉新田五百二十番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　吉原　毎文
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
青森県八戸市大字河原木字海岸四番五十七、十七番六及び十九番十二
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十九年八月三十日

六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
ロ　東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　青森県環境生活部環境保全課
ニ　八戸市環境部環境保全課

○東北地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月十三日　東北地方整備局長　津田　修一
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　陸前高田市気仙町字木場九二番一から同市高田町字曲松一二八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。
平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏
名称　国営常陸海浜公園
位置　茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町
区域　別紙図面のとおり（略）
（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十九年十月十四日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十九年十月十四日

○関東地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏
道路の種類　一般国道
路線名　二十号
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
(一)　岡谷市字西林二〇六五番五から同市字内山四七六九番四六〇まで	前	Ａ　八・五〇～五〇・〇〇メートル	〇・七九七キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一七・四六～九七・六二	〇・六二五	
(二)	前	Ａ　八・五〇～五〇・〇〇メートル	〇・七九七キロメートル	
	後	Ｂ　一七・四六～九七・一〇	〇・六二五	
(三)	前	Ａ　八・五〇～五〇・〇〇メートル	〇・七九七キロメートル	
	後	Ｂ　一七・四六～九七・一〇	〇・六二五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十号　岡谷市字西林二〇六五番五から同市字内山四七六九番四六〇まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所
供用開始の期日　平成二十九年十月十四日